<参考>「ファミリー」の考え方について

〇他自治体のファミリーの定義

自治体名 (類似自治体)	要綱等の定義	ファミリーシップ宣誓可能な家族の範囲	確認書類及び提出書類
名古屋市	互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続 的な共同生活を行っている又は行うことを約した関係及び、当該パー トナーの一方又は双方の、生計を同一とする子を含めた関係をいう。	・生計を同一にする子 (里子も対象となる可能性あり)	・子との関係が確認できる書類(戸籍謄本等) ・15 歳以上の子の氏名の記載を希望するときは、当該子が子の欄に自 ら記入した宣誓書
岡崎市	パートナーシップにある者が、そのパートナーの実子又は養子と継続 的な共同生活を行っている関係	・実子又は養子	・子の関係が確認できる戸籍全部証明書(戸籍謄本)
みよし市 (一宮市、長久手市)	パートナーシップにある者と、その双方又は一方の未成年の子(実子 又は養子をいう。)を始めとした近親者(双方又は一方の三親等内の者 をいう。)が、家族として、日常生活において継続的に相互に協力し合 うことを約束した関係をいう。	・生計を同一にする未成年の子(実子又は養子)を始めとした近親者 (三親等内の者)【一宮市・長久手市は未成年の規定なし】	・3か月以内に発行されたファミリーシップ対象者の戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)
豊田市	互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係及び、当該パートナーの一方又は双方の実子又は養子を始めとした近親者を含めた関係をいう。	・未成年の子(実子又は養子)を始めとした近親者	・宣誓時に提出される住民票の写しや住民票記載事項証明書、戸籍抄本や独身証明書で確認
瀬戸市 (半田市、春日 井市、小牧市、知 立市、豊山町)	パートナーシップにある者が、一方又は双方の未成年の実子又は養子と共に家族として協力し合うことを約束した関係をいう。	・未成年の実子又は養子【知立市規定なし】 ・生計が同じであること【小牧市規定なし】	・3か月以内に発行された親子関係がわかる書類(戸籍抄本や住民票の写し等)
大府市	パートナーシップにある者が、一方又は双方の実子又は養子、親等の 近親者その他市長が適当と認める者を含め、家族であると約した関係 をいう。	・子(実子又は養子)、親等の近親者、その他市長が適当と認める者・15歳未満の場合は同居している子	・関係を証明できる戸籍謄本又は戸籍抄本 ・15 歳以上である場合は同意書 ・15 歳未満の場合は、同居していることを住民票の写し等で確認
明石市 ※ファミリーシップ制度全国初 導入 [2021年1月]	互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う継続的な 2人の関係をいう。	届出をしようとする近親者等が、次のいずれかに該当する必要がある。 1 届出する二人のいずれか一方と同居している未成年の子ども(同居の事実が必要) 2 届出する二人のいずれか一方の親等の近親者(1にあたらない子どもを含む) 但し、特別な事情があると認められる場合は、上記の要件に関わらず届出ができることがある。	・子又は親等の近親者に関する届出書 ・子又は親等近親者の氏名記載に関する同意書(15歳以上の場合) ・子又は親等の近親者との関係が確認できる書類(戸籍抄本又は戸籍 全部事項事実証明書等、近親者である事実が確認できるもの、未成 年の子に関しては住民票の写し等同居の事実が確認できるもの)

●想定される「子」の種類

- ①実子(パートナーの一方):ファミリーシップ制度によって、もう一方のパートナーとファミリーの関係にあることが認められる
- ②普通養子縁組:法律上の親子関係が成立し、養親(パートナーの一方のみ)が養子の「親権」を行使することになる。縁組後も実親子関係が存続する。⇒①へ
- ③里子(養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親):一般的には法律上の親子関係を生じさせるものではないが、養子縁組里親(養子縁組をすることを前提とした里親)や親族里親(子どもの両親が亡くなったり病気で育てられない場合に子どもの三親等の親族までがなることができる里親)の場合はファミリーシップ制度の対象になる可能性がある。
- ④特別養子縁組:配偶者のある者と親子関係が認められる。実親との親子関係が終了し、戸籍上は長男・長女等と記載される。夫婦が一緒に養親になる。

●想定される「近親者等」の種類

- ①自然血族:生物学的な血縁関係にある血族。たとえば、父母(一)・祖父母(二)・子(一)・孫(二)・兄弟姉妹(二)・おじおば(三)・甥姪(三)・いとこ(四)、など。一般的に「血縁者」といわれる場合、自然血 族を指すことが多い。 ※父と非嫡出子との間には生物学的な血縁関係はあるが、法律上は血族関係があるとはいえない。
- ②法定血族:法定血族とは、生物学的な血縁関係はなく本来であれば血族関係はないとされるものの、法的に血縁関係があるとされる血族。法定血族(関係)は、「養親と養子」、つまり、養子縁組をした場合 にのみ成立。
- ③親 族:民法第725条「親族の範囲」で規定。六親等内の血族、配偶者、三親等内姻族。「姻族」とは、結婚によってつながった関係(配偶者の家族、血族の配偶者)の人たちを指す。